

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合 Q & A 第94回



社会保険労務士法人ことは
中小企業診断士
山下典明 先生

Q. 労働時間の記録において、気を付けることは何ですか？

A.

1. 実打刻の徹底

● 毎日の打刻習慣が大切

出社または業務を開始したら打刻、退社または業務を終了したら打刻、これらがいわゆる「実打刻」です。その方法は様々ですが、客観的に判別できる必要があります(令和6年の商工神奈川7月号にて紹介)。直行・直帰や出張等、実打刻が難しい場合は、その理由を添えて後日打刻します。

● 勤怠締日に一斉打刻が目立つ

人事労務監査等の機会に勤怠記録を確認すると、実打刻ではなく、勤怠締日にまとめて修正打刻をしているケースが多く見受けられます。その場合、勤怠記録は定刻(例 9:00-18:00)が並ぶことが多く見た目は良いのですが、労働実態としては不自然であり、様々な疑念が生じます(以下例)。

- ✓ 労働時間把握義務の不徹底(労働基準法違反)
- ✓ サービス残業(未払い賃金の発生)
- ✓ 遅刻・早退の改ざん(違反行為、賃金過払い、不公平な勤怠評価)

2. 労働実態と記録の乖離をチェック

● 勤怠打刻の正確性

勤怠打刻により客観的な労働時間の把握が可能になります。しかし、下記事項等があると、その勤怠打刻は正確性が疑われます。

- ✓ 実打刻の不徹底
- ✓ 退勤打刻後の労働
- ✓ 仕事の自宅持ち帰り

● PC ログとの突合チェック

昨今の労働基準監督署による調査やIPO審査等では、勤怠記録とPCログ(電源ON/OFF)の突合チェックが行われます(簡単に解析ができる専用サービスも近年増加)。乖離が大きい場合、詳しく実態調査が行われます。

● 乖離が大きい場合は要チェック

単なる「PC電源の消し忘れ」「OSアップデート」等であれば致し方ありませんが、それらが毎日続くことはあり得ません。乖離が大きく、その頻度も高ければ、対象者にヒアリングを行うなど、実態調査が必要です。その乖離は「サービス残業」の可能性があり、未払い賃金リスクが日々蓄積されているかもしれません(該当者多数の場合、深刻な事態になりかねません)。なお、大きな乖離とは15分を超える時間と考えることが一般的です(※現時点では法令による定めなし)。

3. 長時間労働の制限(労使協定)

● 36協定の締結

時間外・休日労働を行うためには、労使協定(以下、「36協定」と呼ぶ)を毎年締結する必要があります。実施可能な「時間外労働の時間数」「休日労働の日数・時間数」が決まります(※法令により時間数の上限設定あり)。これにより、過度な長時間労働は制限されることになります。

● 同調圧力による不正確な打刻

上記「36協定」遵守の周知・徹底は、多くの企業で実施されています。しかし、それを遵守するために、形式的な勤怠打刻となるケースがあります。具体的には以下のようなケースであり、不正確な打刻である可能性が高いです。

- ✓ 日々計画的打刻(その後残業)
例 毎日1.5時間残業、9:00-19:30
- ✓ 勤怠締日に打刻調整
例 36協定に合わせた労働時間の調整
- ✓ 残業を全てカット
例 全労働日8時間労働、9:00-18:00

4. 管理監督者に求められる労働時間管理

● 義務化と安全配慮義務

2019年4月施行の働き方改革関連法により、管理監督者の労働時間把握が義務化されました。管理監督者は労働時間の上限規制が適用されませんが、会社には管理監督者を含む労働者の「生命・身体・安全」を確保する「安全配慮義務」があります。通常労働者の月所定労働時間を超える時間が80時間を超える場合には産業医等の面接指導が必要です(※100時間を超える場合は義務)。会社により左右されますが、目安としては月の労働時間が「240時間」を超えるような場合です。

5. よくある事例とリスク

- ☐ 勤怠締日に全て打刻している(実態との乖離が大きくなる可能性あり)
- ☐ 残業がつかないため「9:00-18:00」等の定刻打刻(労働時間が不正確な可能性あり)
- ☐ 毎日実打刻はしているが修正が多い(不要または違法な端数処理の可能性あり)
- ☐ 退勤時のみ実打刻がなく後日修正している(サービス残業の可能性あり)
- ☐ 退勤打刻に45分や60分を加算修正している(休憩が取れていない可能性あり)
- ☐ 36協定の時間外労働「1ヶ月上限」は遵守していても「1年上限」には違反している
- ☐ 管理監督者の労働時間が過多であり、月所定労働時間プラス80時間を超えている

組合個別 専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

■ 次回日程

◎ 法律、税務・経理、労務

令和7年
8月6日(水)

「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132